

## 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 1 号）

（第一種動物取扱業者の遵守基準）

第 8 条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

## 一～六 略

七 販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

八 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ 適切な給餌及び給水の方法

ニ 適切な運動及び休養の方法

ホ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

へ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ト 性別の判定結果

チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

リ 当該動物のワクチンの接種状況

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

## 九 略

十 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。競りあわせ業者にあつては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

## 十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。